

国民健康保険への加入・脱退手続き

国民健康保険に加入するとき	手続きに必要なもの
市内に転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
勤務先の健康保険をやめたとき	勤務先の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書など）
勤務先の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
国保の世帯に子どもが生まれたとき	被保険者証・母子健康手帳・分娩に係る領収明細書・世帯主名義の口座番号の分かるもの
生活保護が廃止になったとき	生活保護受給証明書

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。また、住民票が同一世帯の方で既に国民健康保険に加入している方がいる場合には、その方のマイナンバー確認書類も必要です。

国民健康保険を脱退するとき	手続きに必要なもの
市から転出するとき	被保険者証
勤務先の健康保険に入ったとき、または被扶養者になったとき	国保と勤務先の両方の被保険者証（全員分）
被保険者が死亡したとき	被保険者証・喪主であることが確認できるもの（会葬御礼のはがき、葬儀代の領収証）・喪主の口座番号が分かるもの
生活保護を受けることになったとき	生活保護受給証明書

※手続きには、世帯主および対象となる方のマイナンバー確認書類（マイナンバーカードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。

※国保の資格がなくなってから国保の保険証を使用して医療を受けた場合、市が医療機関へ支払った医療費を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

退職・就職したら国民健康保険の加入・脱退の手続きをしましょう

市内に住所があつて勤務先の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社などを退職し勤務先の健康保険を脱退したとき、または会社などに就職して勤務先の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要です。忘れずに14日以内に手続きをしてください。

勤務先の健康保険に入れませんか

会社、工場などの法人や従業員が5人以上の個人事業所に勤務している方と、その家族は、勤務先の健康保険や厚生年金などへの加入が法律で義務付けられていて、病気やけがをしたときに必要な保険給付が行われ、生活を安定させる仕組みが取られています。そのため、このような方は国民健康保険に加入することができませんので、ご注意ください。

※国民健康保険加入・脱退手続きに必要な書類などは、左表を参照してください。また、手続きには世帯主および対象となる方のマイナンバー（個人番号）確認書類（マイナンバーカードなど）と手続きする方の身元確認書類（免許証など）が必要です。加入手続きの場合は、既に国民健康保険に加入している方のマイナンバー確認書類も必要となります。

パートやアルバイトの方でも、勤務先の健康保険や厚生年金に加入しなければならぬ場合があります。

詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732

い場合があります。勤務先の健康保険への加入については、職場の担当者や全国健康保険協会へご相談ください。

※「法人」とは公・私法人、営利法人、公益法人、社団法人や財団法人を問いません。一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。

問い合わせ先

▼健康保険に関することⅡ
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
▼厚生年金に関することⅡ
武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411
▼労働基準・労働に関することⅡ
総合労働相談コーナー（三鷹労働基準監督署内） ☎0422・67・6340

年金から天引きされる介護保険料について（仮徴収のご案内）

介護保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納付いただく方の4月・6月・8月に支給される年金からの天引き額は、2月に天引きした保険料額と同額となります。これを「仮徴収」といいます。7月に年間保険料額が決定した後は、年間保険料額との差額分を、10月・12月・翌年2月に支給される年金から天引きします。これを「本徴収」といいます。

仮徴収される年度前半の保険料額と、本徴収される年度後半の保険料額を平準化するために、8月の年金から仮徴収される保険料額を変更することがあります。なお、4月以降の年金から

後期高齢者医療制度

保険料が年金天引きされている方、4月から年金天引きが始まる方へ保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き（特別徴収）で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。

4月・6月・8月は「仮徴収期間」です「仮徴収期間」

年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。7月に年間保険料額が決定した後は、すでに「仮徴収期間」で納めた保険料との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

※年間保険料額を平準化するために、6月・8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、個別にお知らせします。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

初めて天引きの対象となる方には、「納入通知書兼特別徴収開始通知書」により通知します。詳しくは介護福祉課保険係 ☎470・7777（内線4910・4911）へ。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

4月～4年3月の国民年金保険料は月額1万6610円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用した納付や、便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をしています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きにより督促を行い、期限までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務のある方（被保険者本人、連帯して納付義務を負う配偶者および世帯主）の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。保険料が納め忘れの状態や、万が一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

国民年金保険料免除等の申請について
害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術に関する照会にご協力ください

市では医療費適正化への取り組みとして、被保険者が、国民健康保険を使って施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。施術内容を確認するため、文書で問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。詳しくは保険年金課国保健康係 ☎470・7733へ。

市税などの納め忘れはありませんか

令和2年度の市税など（市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の納期限が過ぎました。納期限までに市税などを完納していないと、延滞金がかかります。

納付にお困りのときは

病気・事故災害・新型コロナウイルス感染症関連など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課（市役所2階）にご相談ください。

キャッシュカードで口座振替の申し込みが簡単に

銀行などのキャッシュカードを使って（金融機関への届け出印、通帳は不要、市役所の窓口で簡単に市税などの口座振替の申し込みができるPayEasy（ペイジー）口座振替受付サービスを実施しています。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

